

市川都市計画道路の変更（千葉県決定）について（報告）

- ・【説明資料】 都市計画道路 3・4・25号（仮称）押切橋
都市計画案の概要の縦覧及び公聴会について

〈注意〉

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、
都市計画決定図書ではありません。

令和3年8月19日
交通計画課

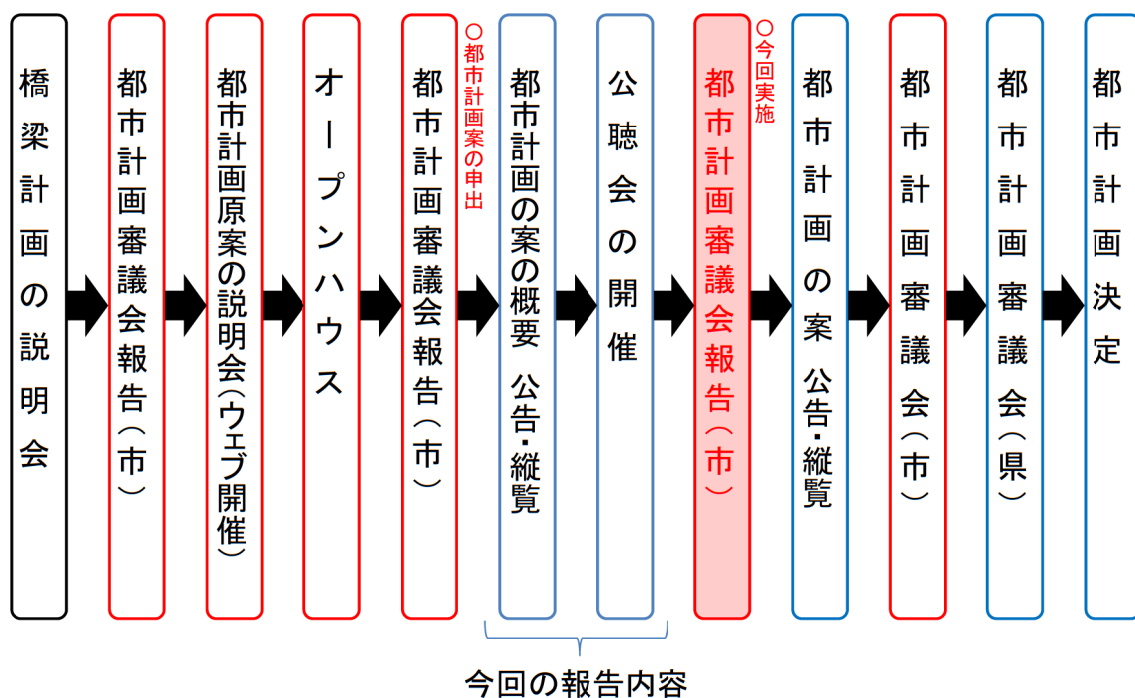
都市計画道路3・4・25号(仮称)押切橋 都市計画の案の概要の縦覧及び 公聴会について

令和3年8月19日
交通計画課



いつも新しい流れがある いちかわ

1. 手続きの進捗状況



2-1. 縦覧図書について



市川都市計画道路の変更(千葉県知事決定)

都市計画道路中3・4・25号湊海岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・25	湊海岸線	湊	塩浜一丁目	千鳥町	約2,730m	地表式	2車線	16m	地下鉄東西線と立体交差 JR京葉線と立体交差 自動車専用道路1・2・1号と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安線ケ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能確保のため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

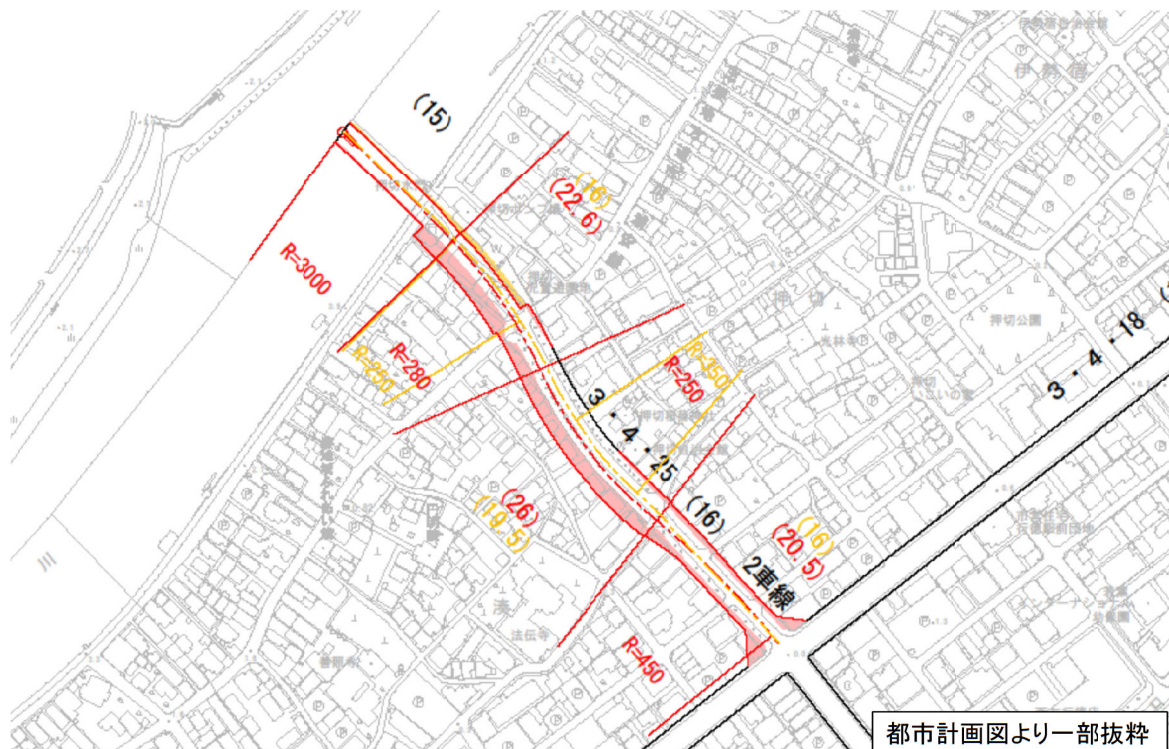
理由書

都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、旧江戸川の都県境を起点として、市川市塩浜に至る延長約2.7キロメートルの路線であり、旧江戸川渡河部の橋梁区間を除き概成している。

葛南地域における都県境では、江戸川及び旧江戸川に架かる限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和や帰宅困難者の円滑な避難ルートの確保など防災面の観点から、本路線の整備を進める必要がある。

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安線ケ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能確保のため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

2-2. 縦覧図書について②



3. 手続きの経過



案の概要の縦覧

縦覧期間：令和3年6月22日(火)～7月6日(火)

縦覧者：11名

公述の申出：1名

公聴会

日時：令和3年7月31日(土)

場所：市役所第一庁舎 第一委員会室

公述人：1名



公述への県の考え方は、
今後千葉県ホームページで公表予定

4. 今後のスケジュール

